

香川県報



第 20 号

平成 16 年

3月12日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 字の区域に編入する旨の届出 (自治振興課) 一
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物処理施設の許可の申請 (廃棄物対策課) 二
- 生活保護法の規定による指定医療機関の所在地の変更の届出 (健康福祉総務課) 二
- 生活保護法の規定による指定医療機関を休止した旨の届出 () 三
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (二件) () 三
- 生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出 () 四
- 生活保護法の規定による指定介護機関を休止した旨の届出 () 四
- 生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () 四
- 漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立 (水産課) 五
- 道路の区域変更 (二件) (道路保全課) 五
- 道路の供用開始 (四件) () 七
- 道路の位置指定 (建築課) 七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民参画課) 八
- 香川地域森林計画の計画書及び森林計画図の縦覧 (みどり整備課) 八
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 八
- 土地改良事業の認可 (二件) () 八
- 土地改良事業に係る換地処分の届出 (三件) () 八

- 県営土地改良事業計画の決定 (二件) () 九
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 九
- 開発行為に関する工事（公共施設）の完了 () 九
- 選挙管理委員会告示
- 地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等

告 示

●香川県告示第四百四十六号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十六年三月十三日から編入する旨、綾歌町長から届出があった。

平成十六年三月十二日 香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
綾歌郡綾歌町岡田上字今滝	綾歌郡綾歌町岡田上字西山二八八の一〇及びこれに隣接する道路である町有地の全部並びに字今滝四五二の一及び四五三に隣接する道路である町有地の一部、字今滝四五四の四の地先の水路である町有地の一部
綾歌郡綾歌町岡田上字西山	綾歌郡綾歌町岡田上字今滝四五三の一部及びこれに隣接する水路である町有地の一部

●香川県告示第四百四十七号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の許可の申請があったので、同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月十二日 香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

坂出市番の州町七番地の一
五栄海陸興業株式会社
代表取締役 宮武昭

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

坂出市林田町字大番北四二八六番一、四二八六番四、四二八六番五、四二八六番七、
坂出市林田町字洲鼻前二八五一番五八、二八五一番八六

三 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場(管理型最終処分場)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(無機性汚泥に限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、
鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート
固化物に限る。)(ただし、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリ
ートくず・陶磁器くずにあつては、自動車等破砕物を含む。)

五 申請年月日

平成十六年二月二十七日

六 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課

香川県中讃保健所環境管理室

坂出市環境経済部清掃事業課

2 縦覧期間

平成十六年三月十二日(金曜日)から同年四月十二日(月曜日)まで

七 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見
地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年四月二十六日(月曜日)

2 提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課
3 記載事項

意見書には、次の事項を記載するものとする。

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 産業廃棄物処理施設の名称
- (三) 意見の内容

●香川県告示第四百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機
関の所在地の変更について次のとおり届出があつた。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変 更 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地	
			変 更 前	変 更 後
平成一五、一一、一〇	医療法人社団 西原クリニック	医療法人社団 西原クリニック	観音寺市観音 寺町甲四三三 番地四	観音寺市天神 町一丁目七番 五号

●香川県告示第四百十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医
療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があつた。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休 止 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一二、四、一	大川薬局	有限会社大川 化粧品店	丸亀市通町一三二

●香川県告示第五百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、二、一	ワンハート介護サービスセンター 綾歌郡飯山町東坂元二〇〇四番地二	有限会社ワンハート介護サービスセンター 綾歌郡飯山町東坂元二〇〇四番地二	訪問介護
平成一五、一一、一	訪問介護事業所慶香川郡香川町川内原七三番地一	慶有限会社香川郡香川町川内原七三番地一	訪問介護
平成一五、一一、一	居宅介護支援事業所慶香川郡香川町川内原七三番地一	慶有限会社香川郡香川町川内原七三番地一	居宅介護支援
平成一六、二、一七	讃岐三菱自動車販売株式会社丸亀営業所 丸亀市田村町一二七三番地一	讃岐三菱自動車販売株式会社 高松市木太町一三七七番地一	福祉用具貸与
平成一五、一一、一五	琴参介護センター丸亀市土器町北一丁目九二番地	琴参タクシー株式会社丸亀市土器町東六丁目二番地	訪問介護

●香川県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介

護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、一一、五	介護老人保健施設観音寺ケアセンター 観音寺市村黒町七五〇番地	医療法人深田記念会 観音寺市村黒町七三九番地	通所リハビリテーション 短期入所療養介護
平成一六、二、一五	グループホーム仙遊荘 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	社会福祉法人善通寺福祉会 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	痴呆対応型共同生活介護
平成一六、二、一五	仙遊荘デイサービスセンター 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	社会福祉法人善通寺福祉会 善通寺市仙遊町二丁目三番四三号	通所介護

●香川県告示第百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	変更前	変更後	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	事業所（施設）の名称及び所在地			

平成一五、一一、一〇	医療法人社団 西原クリニッ ク	医療法人社団 西原クリニッ ク	医療法人社団西原ク リニッ ク	訪問看護 居宅療養管理 指導
	観音寺市観音 寺町甲四三三 番地四	観音寺市天神 町一丁目七番 五号	観音寺市天神町一丁 目七番五号	

●香川県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を休止した旨の届出があった。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

休止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一二、四、一	大川薬局 丸亀市通町一三一	有限会社大川化粧品店 丸亀市通町一三一	居宅療養管理指導
平成一六、一、一	訪問介護ステーションあすか 仲多度郡仲南町大字十郷宮田谷三八五一	医療法人社団小国医院 仲多度郡満濃町大字四条七七番地	訪問介護
平成一五、一〇、一	大杉脳外科ヘルパーステーション 善通寺市大麻町二〇七九一	医療法人社団大杉脳神経外科医院 善通寺市大麻町二〇七九一	訪問介護

●香川県告示第百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出

があった。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、一、三一	佐藤内科医院 坂出市元町一丁目五番五号	佐藤 融司 坂出市元町一丁目五番五号	訪問看護 居宅療養管理指導
平成一五、一一、一九	医療法人社団若奈会 酒井内科医院 坂出市横津町三丁目一番三三三号	医療法人社団若奈会 坂出市横津町三丁目一番三三三号	居宅療養管理指導
平成一六、一、三一	有限会社アインス 調剤薬局ハーモニ 善通寺市中村町九〇二番地七	有限会社アインス 仲多度郡満濃町大字四条六七六番地 五	居宅療養管理指導
平成一五、一一、一四	琴参介護センター 丸亀市土器町東六丁目二一番地	琴参タクシー株式会社 丸亀市土器町東六丁目二一番地	訪問介護

●香川県告示第百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名 東かがわ市三本松一〇七番地 青木 茂

東かがわ市三本松七八番地

大津 歌子

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号東讀白鳥、三本松、馬篠区域
たい、さわら榊網漁業

二1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

小豆郡内海町福田甲五二三番地二 丸川 計広
小豆郡内海町当浜甲二五八番地 森本 三治

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

二号福田区域
たい、さわら榊網漁業

●香川県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十二日から同年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 府中琴南線（十七号）

三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡琴南町造田字木ノ下五二 五番一地从ら	前	七・七	一五・〇	一六二	交通安全施設 工事による 歩行者道の 新設
仲多度郡琴南町造田字木ノ下五二 三番二地先まで	後	一・一 一三・〇	一六二		

●香川県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十二日から同年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路線名 三百七十七号

三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市入野山字端二九六一番 二地先から	前	四・〇	一〇・〇	九七	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
東かがわ市入野山字端二九六二番 一地从先まで	後	六・〇 二四・〇	九七		

●香川県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十二日から同年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 造田綾南線（百八十五号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾上町羽床上字長谷二〇三九番一 地先から 綾歌郡綾上町羽床上字安帽子二〇〇二番一 地先まで	一六・〇 四九・〇	六四二	平成十四年 香川県告示 第四百号で 変更した区 域

四 供用開始の期日 平成十六年三月十二日
●香川県告示第五百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十二日から同年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 国分寺琴南線(三十九号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾上町大字粉所西字立石甲五五四番 一地先から 綾歌郡綾上町大字粉所西字向山乙二四七番 六地先まで	一〇・〇 四五・〇	五六七	平成十二年 香川県告示 第三百七十 一号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十六年三月十二日

●香川県告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十二日から同年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 三都港平木線(二百五十号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡池田町大字蒲野字吉ヶ浦二五八三番 地先から 小豆郡池田町大字蒲野字沖田一九一四番一 地先まで	一一・六 六七・六	七七九	平成十三年 香川県告示 第二百一 号で変更した 区域

四 供用開始の期日 平成十六年三月十二日

●香川県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年三月十二日から同年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)

二 路線名 志度小田津田線(百三十六号)
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市津田町津田字松尾三三四三番一 地先から	一〇・八	七九	平成十五年 香川県告示 第五十一号 で変更した 区域
さぬき市津田町津田字松尾三三三〇番三 地先まで	一六・五		

四 供用開始の期日 平成十六年三月十二日

●香川県告示第百六十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十六年三月十二日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 指定番号 西土指道 第九号
 - 二 指定年月日 平成十六年二月二十六日
 - 三 指定道路の位置 観音寺市柞田町字間方甲二二〇九一、甲二二〇九一一、甲二二二一三から甲二二三一一一及び同地先農道・水路
三一一三から甲二二三一一一及び同地先農道・水路
延長 一二六・一〇メートル
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一〇メートル、五・五〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県告示第百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年五月四日まで縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあつた年月日 平成十六年三月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人子育てネットくすくす

渡邊 顕一郎
善通寺市金蔵寺町一〇四四番地二

三 定款に記載された目的

この法人は、県民及び児童とその家族に対して、子どもの健全育成と子育て支援に関する事業を行い、県民福祉の増進に寄与する事を目的とする。

●香川県告示第百三十八号

森林法の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十三号)附則第三条第一項及び森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、平成十六年二月二十七日香川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により当該計画に係る計画書及び森林計画図を香川県環境森林部みどり整備課、香川県東部林業事務所、香川県西部林業事務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室において一般の縦覧に供する。
平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年二月二十三日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十六年三月二十六日から同年四月十

五日まで縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業桑崎平木地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独市費補助土地改良事業原二号地区	〃

●香川県公告第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年二月二十三日認可した。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市屋島仲池土地改良区	単独市費補助土地改良事業東山地区
〃	単独市費補助土地改良事業浦生地区

●香川県公告第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）中西下地区）を行うことについて平成十六年二月二十七日認可した。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第

五十四条第三項の規定により、綾歌町から平成十六年二月二十七日土地改良事業（農村総合整備統合補助事業（岡田地区）室塚団地）の換地処分をした旨届出があった。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、坂出市府中町土地改良区から平成十六年二月二十七日土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（打越地区））の換地処分をした旨届出があった。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、坂出市奥池土地改良区から平成十六年二月二十七日土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（奥池地区））の換地処分をした旨届出があった。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）別惣新池地区）計画を平成十六年三月二日定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十六年三月十九日から同年四月八日まで縦覧に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）奥池地区）計画を平成十六年三月二日定めた。

その関係書類を香川町経済課において平成十六年三月十九日から同年四月八日まで縦覧

に供する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字大町字川東九四一一一、九四一一二、九四二一五、九四二一六、木田郡牟礼町大字大町字塩屋一〇一八一三の一部、一〇一八一四の一部及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市伏石町一一六四番地五
株式会社日進堂 代表取締役 千田善博

●香川県公告第四百十八号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年三月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

木田郡牟礼町大字大町字川東九四一一一、九四一一二、九四二一五、九四二一六、木田郡牟礼町大字大町字塩屋一〇一八一三の一部、一〇一八一四の一部及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員四・〇メートル～四・〇六メートル、延長三五・七一メートル）
木田郡牟礼町大字大町字塩屋一〇一八一三の一部、一〇一八一四の一部及び同地先農道・水路

道路（有効幅員四・〇メートル、延長八二・三八メートル）

木田郡牟礼町大字大町字川東九四一一一の一部及び九四一一二の一部

2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長八二・〇五メートル）

木田郡牟礼町大字大町字川東九四一一一の一部、九四一一二の一部、木田郡牟礼町大字大町字塩屋一〇八四一四の一部及び同地先農道・水路

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長一〇三・九〇メートル）

木田郡牟礼町大字大町字川東九四一一一の一部、九四一一二の一部、九四二一六の一部及び同地先町道

排水敷地（面積七一・七九平方メートル）

木田郡牟礼町大字大町字川東九四一一一の一部及び九四二一六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市伏石町一一六四番地五
株式会社日進堂 代表取締役 千田善博

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十六年三月十二日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

五十分の一の数 一六、六九一人
三分の一の数 二〇五、七五一人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区	九〇、九三四人
丸亀市選挙区	二一、六九四人
坂出市選挙区	二〇、五六九人
善通寺市選挙区	九、四八〇人
観音寺市選挙区	一二、〇三四人
さぬき市選挙区	一五、四五一人
東かがわ市選挙区	一〇、五九四人
小豆郡選挙区	九、七五四人
木田郡第一選挙区	七、九六九人
木田郡第二選挙区	六、七四一人
香川郡選挙区	九、八六〇人
綾歌郡選挙区	二一、三八九人
仲多度郡第一選挙区	八、九八九人
仲多度郡第二選挙区	六、五三三人
三豊郡第一選挙区	二〇、一七三人
三豊郡第二選挙区	六、〇〇九人

平成十六年三月十二日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています